

(第1号様式別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び東員町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、東員町移住・就業マッチング支援事業要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者であることが判明した場合を含む。）：**全額**
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に東員町から転出した場合：**全額**
  - (3) 当該事業（就職に関する要件の場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**
  - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に東員町から転出した場合：**半額**

